

デジタルハリウッド大学留学規程

第1条（目的）

本規程は、デジタルハリウッド大学（以下「本学」という。）が在学中に海外留学をする学生の取り扱いについて必要な事項を定めるものである。

第2条（外国の大学の定義）

本規程において「外国の大学」とは、外国における正規の高等教育機関で学位授与件を有する機関、またはこれに相当する教育機関をいう。

第3条（留学の定義）

本規程において「海外留学」（以下「留学」という。）とは、本学の許可を得て外国の大学またはこれに相当する高等教育機関、附属語学コース等（以下「大学等」という。）における授業を受けることをいう。

2 本規程において「派遣留学」とは、本学が留学先を選定し派遣する留学をいい、「認定留学」とは、それ以外の留学をいう。

第4条（学籍の取り扱い）

留学する学生の本学学籍上の取り扱いは、在学留学とし、休学としない。ただし、学生の希望により休学する場合、または本学の規定する「派遣留学」「認定留学」のいずれにも該当しない形で留学をする場合は、休学とする。学生が休学を認められ、外国の大学等で学修する場合は、本規程は適用しない。

*休学して留学する場合、留学期間は本学の在学年数に参入しない。

第5条（留学出願資格）

留学できる者は、留学年度の4月1日現在、本学に2年以上在学し、かつ本学が定める出願資格を満たしている者とする。

第6条（留学機関）

在学中に留学できる期間は、原則1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、学長は、1年を限度として留学期間の延長または再留学を許可することができる。

2 留学期間の延長を希望する者は、原則として留学機関終了の2ヶ月前までに、次の書類を大学事務局（以下「事務局」という。）に提出しなければならない。

- (1) 大学所定の留学期間延長願
- (2) 留学先大学等が発行する在籍証明書類

- (3) 留学先大学等が発行する成績証明書および単位修得証明書
- (4) その他大学事務局が必要と認める書類

第7条（出願手続き）

留学を希望する学生は、次の書類を所定の期日までに事務局に提出しなければならない。

1 派遣留学

- (1) 大学所定の派遣留学申請書
- (2) 留学先大学等の入学許可証または受入書
- (3) その他対抱く事務局が必要と認める書類

2 認定留学

- (1) 大学所定の認定留学申請書
- (2) 留学先大学等の入学許可証または受入書
- (3) 留学先大学等の概要、参加予定プログラム概要、授業概要を示す書類
- (4) その他大学事務局が必要と認める書類

第8条（留学の許可）

留学の審査は、事務局がこれを行う。

- 2 留学の許可は、学部教員階（以下「教員会」という。）等の承認を経て、学長が行う。

第9条（在学年数の取り扱い）

留学期間は、大学が定めたものに限り在学年数に参入することができる。

第10条（継続履修）

留学前に利集中の授業科目については、留学終了後、帰国年度において当該科目の継続履修を希望することができる。

- 2 前項に定める継続履修を希望する学生は、授業科目の継続履修願を、留学が許可された後、出国前に本学に提出しておかなければならない。
- 3 継続履修願が受理されたとしても、当該科目の授業開始の際の審査結果如何では、継続履修が許可されない場合がある。
- 4 留学前に履修した授業科目が、帰国年度に開講中止される場合がある。その場合は、継続履修が認められない。この場合、当該科目に割り当てられた単位の修得はできない。

第11条（留学中に修得した単位の認定）

留学期間中に留学先大学等において修得した単位のうち、所定の単位認定手続きに従い、教員回答が適当と認めたものに限り、本学の単位として認定することができる。

- 2 前項の規定により認定することのできる単位数は、60単位を超えない範囲とする。

- 3 認定された単位は、本学における卒業に必要な単位として認めることができる。
- 4 単位認定を求める者は、次に定める書類を本学に提出しなければならない。
 - (1) 成績証明書(科目名、時間数、単位数を明記したもの)
 - (2) 受講した科目の講義概要
 - (3) 学年暦
 - (4) その他学長が必要と認める書類

第 12 条 (留学期間中の学費)

留学期間中における本学の学費は、全額納付するものとする。

- 2 3 年次に 6 ヶ月以下の期間を留学先大学等で学修し、1 学期間を本学で科目を履修する学生は、学費分納を認める。
- 3 3 年次に 6 ヶ月以上外国の大学等に留学し、本学で科目を履修しない学生は、学費は一括で納付するものとする。

第 13 条 (留学にかかる経費)

渡航費、海外旅行傷害保険料、授業料に含まれない諸費(授業登録料・教材費等)、滞在費、食費、その他雑費等留学にかかる経費は、留学生が負担しなければならない。

第 14 条 (奨学金)

本学は留学を許可された学生に対して、奨学金を給付することができる。

- 2 前項の奨学金に関する規則は、別に定める。

第 15 条 (奨励金)

本学は留学を許可された学生に対して、奨励金を給付することができる。

- 2 前項の奨励金に関する規則は、別に定める。

第 16 条 (奨励金の返還)

本学は、留学生が本規定第 25 条第 1 項(留学許可の取り消し)の各号事由に該当する場合、支給した奨励金の返還を留学生に求めることができる。奨励金は一括返還とする。

- 2 本学は、留学生が本規定第 24 条(留学の中止)に該当し帰国した場合、支給した奨励金の返還を留学生に求めることができる。奨励金は一括返還とする。

第 17 条 (留学願)

留学を希望する学生は、所定の留学願を提出しなければならない。

- 2 留学を希望する学生は、留学先となる大学等が発行する入学許可証、受入書等を本学に提出しなければならない。

第 18 条（出発届）

留学する学生は、留学先大学等へのお出発日時が確定次第、所定の留学出発届を本学に提出しなければならない。

第 19 条（帰国届）

留学を終えて帰国した学生は、帰国の日から 2 週間以内に所定の帰国届を本学に提出しなければならない。

2 留学した学生は、留学先大学等での授業終了後原則 2 週間以内に帰国しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、学長は、帰国時期の延長を許可する場合がある。

第 20 条（留学中の遵守事項）

留学中は、留学先の定める諸規則ならびに留学先国および地域の法令等を遵守しなければならない。遵守しなかった場合の責任は、すべて当該留学生個人が負うものとする。

2 留学生は、留学中も原則的に本学の学則の適用を受ける。

第 21 条（留学中の事故の責任）

留学中の傷害、疾病その他の事故について、本学は一切責任を負わない。

第 22 条（留学報告義務）

1 留学した学生は、本学が定める留学報告書を提出しなければならない。

- (1) 留学先大学および高等教育機関に到着後 2 週間以内
- (2) 留学先大学および高等教育機関のプログラム開始後 3 ヶ月
- (3) 留学先大学および高等教育機関のプログラム開始後 6 ヶ月
- (4) 留学先大学および高等教育機関のプログラム開始後 9 ヶ月
- (5) 留学終了、日本帰国後 2 週間以内

2 留学中に転居した学生は、転居後 1 週間以内に新たな連絡先（住所および電話番号）を本学に報告しなければならない。

3 留学中に、休暇等で滞在先を 1 週間以上離れる学生は、事前に行き先および連絡先を本学に報告しなければならない。

4 留学した学生は、本学が定める日時に定期的に連絡をしなければならない。

第 23 条（海外旅行保険加入の義務）

留学する学生は、本学が定める海外旅行保険（海外留学保険）に加入しなければならない。加入にかかる費用は、学生が負担しなければならない。

2 学生は、保険に加入後、すみやかに保険証書のコピーを 1 部、本学に提出しなければならない。

第 24 条（留学の中止）

留学期間中に特別の事情により留学を取り止める場合は、本学学長の許可を受けなければならない。

2 本学学長の許可を受けて学期の途中で帰国した学生は、本学学長が認める場合、本学での科目履修を認められる場合がある。

3 正当な理由なく学期の途中で留学を取り止めることはできない。本学学長の許可な留学を取り止めた場合、本学学則第 44 条により懲戒の対象となる。

第 25 条（留学許可の取り消し）

留学中の学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、本学学長は、留学の許可を取り消すことができる。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 留学先大学等における学業成績不良で成業の見込みがない場合
- (3) 学生の本分に反する行為を行った場合
- (4) 許可なく留学途中で帰国した場合
- (5) 留学を許可された者の事情により、留学を継続できなくなった場合
- (6) その他、本学学長が留学の許可を取り消す必要があると認めた場合

第 26 条（滞在保証）

学生の留学中の宿泊滞在先等の提供については、本学が自ら行うものではなく、留学先または宿泊滞在先の各機関が独自に企画、運営し、提供するものであり、学生が希望する宿泊滞在先およびその他の内容について保証するものではない。

第 27 条（事務担当）

この規程に関する事務は、事務局がこれを行う。

第 28 条（規程の改廃）

この規程の改廃は、大学会議を経て、学長の承認を得るものとする。

附則

（施行期日）

この規程は、2006 年 7 月 20 日から施行する。

附則

（施行期日）

この規程は、2009 年 7 月 31 日から施行する。